

医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する療養病床及び一般病床に係る  
基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件（案）について（概要）

令和5年2月1日  
厚生労働省医政局地域医療計画課

### 1. 改正の背景

- 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4第1項の規定に基づき、都道府県は医療計画を定めることとされており、医療計画には、法第30条の4第2項第17号の規定に基づき、療養病床及び一般病床に係る基準病床数等に関する事項を定めることとされている。
  - 基準病床数の算定方法については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）及び医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（昭和61年厚生省告示第165号。以下「告示」という。）により定められている。
  - 令和5年度に、各都道府県において、第8次医療計画（令和6～11年度）の策定が行われることに先立ち、令和3年6月より「第8次医療計画等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、現行の第7次医療計画の課題や第8次医療計画に記載が必要と考えられる事項等について議論を進め、令和4年12月に検討会の意見のとりまとめを行った（※）。
- ※ 第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ <https://www.mhlw.go.jp/content/001032133.pdf>
- 検討会の意見のとりまとめや直近の統計調査等を踏まえ、告示で定める基準病床数の算定に使用する数値等について、所要の改正を行う。

### 2. 改正の内容

- 基準病床数の算定に使用する次の数値等の改正
  - ① 性別及び年齢階級別の療養病床入院受療率
  - ② 地方ブロックの性別及び年齢階級別一般病床退院率
  - ③ 療養病床に係る病床利用率
  - ④ 平均在院日数
- その他所要の改正

### 3. 根拠条項

- 規則別表第7

### 4. 今後の予定

- 告示日：令和5年3月下旬（予定）
- 適用期日：令和6年4月1日